

下水道事業

受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます

問合せ先 市役所上下水道グループ
☎52-1111(内線291・292)

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうとすると、利益を受けない方にも同じ負担をさせることになり、公平性を欠くことになります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金を納めていただく方

今年度、公告された賦課対象区域内に土地を所有している方です。その土地に地上権、質権、使用貸借または賃貸借権がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

市では、都市基盤の整備として、平成3年度から公共下水道工事に着手し、平成23年4月1日使用開始区域を含め約411haの区域で下水道が使用できるようになります。

今年度も新たな対象区域を4月1日付で公表し、「受益者負担金」を賦課します。

なお、使用できる区域・時期（供用開始区域・時期）については、整備の進み具合により広報などでお知らせします。

ものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

負担金の額

負担金は土地の面積（公簿面積）に応じてかかります。土地1平方メートルあたり350円です。たとえば190m²の土地の負担金額は、190m² × 350円 = 6万6,500円となります。

負担金の納付方法

平成23年度に負担金を決定した区域は、本年の4月より負担金を賦課します。

この負担金の納付方法には、年2回払いの5年分割納付と一括納付の二通りがあり、一括納付の場合、前納報奨金が交付（一定の割合で減額）されます。

なお、一括納付の対象となるのは、第1期の納付期限までです。また、前納報奨金の限度額は最高25万円です。

負担金の徴収猶予

申請により負担金の徴収猶予が受けられる土地には、
①地団および現況が農地・山林などの土地

②係争中の土地
③災害などにより納付が困難な受益者が所有または使用している土地

④生活保護を受けている受益者が所有し、または使用している土地などがあります。

負担金の減免

申請により負担金の減免が受けられる土地には、
①国、地方公共団体の土地
②学校、幼稚園などの土地
③宗教法人法第2条に規定する団体が使用する境内内地
④公衆用道路として使用する私道
⑤町内会が公共の用に使用する集合会所などの土地

などがあり、減免率は100%から25%までです。

受益者の申告

土地所有者の方に地図・面積などを記載した「受益者申告書」を送りますので確認のうえ、申告手続きをしてください。

